

鳥取県小学校体育研究会規約

第1章 総 則（名称及び事務所）

第1条 本会は鳥取県小学校体育研究会と称する。

第2条 本会の事務所を会長または理事長所属の学校に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は小学校における体育の健全な発達と振興を図ることを目的とする。

第4条 本会の前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 小学校体育指導者の資質向上に関する研究会・講習会・講演会などの開催
- (2) 小学校体育に関する情報・資料の交換
- (3) 小学校体育に関する調査
- (4) 体育諸団体との連絡
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事項及び関係機関との連絡調整

第3章 組 織

第5条 本会は鳥取県小学校教員の有志と関係者をもって組織し、各郡市に支部を置く。

第6条 本会は専門部を置くことができる。

第4章 役 員

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名（場合によっては、副理事長を置くことができる。）
- (4) 理 事 各郡市1名（各地区小教研の状況に合わせて役員数を定めることができる。）
- (5) 代議員 各郡市2名（各地区小教研の状況に合わせて役員数を定めることができる。）
- (6) 監 事 2名
- (7) 幹 事 3名
- (8) 顧 問 若干名
- (9) 参 与 各郡市若干名

第8条 会長・副会長・理事長・監事は役員総会において選出し、理事・代議員は各郡市で選出する。

第9条 幹事は会長がこれを委嘱する。

第10条 顧問は役員総会で、参与は各郡市で推薦し、会長がこれを委嘱する。

第11条 役員の職務は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職を代理する。
- 3 理事長は会務の処理にあたり、会長・副会長事故あるときは、その職を代理する。
- 4 監事は会計を監査する。
- 5 理事は、会務について審議し執行にあたる。
- 6 理事は本会の重要事項を決議し、会務の執行を助ける。
- 7 顧問は重要事項に関し、会長の諮問に応ずる。
- 8 参与は本会の運営に参加する。

- 9 幹事2名は庶務及び会の記録を行い、幹事1名は会計を司る。
- 10 会長・理事長は中・四国小学校体育連盟の役員も兼務する。
- 11 中・四国小学校体育連盟の専門委員は、会長がこれを委嘱する。
- 第12条 役員の任期は1ヶ年とし再任を妨げない。補欠によって就任した役員の任期は前任者の残留期間とする。

第5章 機 関

- 第13条 本会に役員総会、理事研修会、研究部長会を置く。
- 第14条
- 1 役員総会は本会の意志決定機関であって、会長が招集する。
 - 2 役員総会は代議員の過半数で成立し、議事は出席者の過半数以上の賛成をもって決めることを原則とする。但し委任状は認める。紙面会議の場合も同様とする。
 - 3 研究部長会は、各郡市の研究部長で構成し、研究実践の方向性について協議する。また、各郡市の研究の具体について情報を交換し、交流を図る。参加する研究部長については、各地区小教研の状況に合わせて役員を派遣することができる。
- 第15条 役員総会は次の事項を審議決定する。
- (1) 規約及びこれに基づく諸規程の制定並びに改廃
 - (2) 役員の選出及び承認
 - (3) 予算及び決算
 - (4) 事業運営の基本方針
 - (5) その他本会の運営に必要な事項
- 第16条
- 1 理事研修会は本会の執行機関であって、会長・副会長・理事長・理事で構成し、必要に応じて会長が招集する。
 - 2 理事研修会は理事の過半数で成立し、議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は会長がこれを決める。紙面会議の場合も同様とする。
 - 3 理事研修会は規約及び役員総会の決定にしたがって本会の事務を執行する他、緊急の場合は役員総会の職務を代行することができる。
- 第17条 会議の議長は、その都度会議の副会長の中から選出する。

第6章 会 計

- 第18条 本会の経費は、郡市負担金並びに寄付金その他の収入をもってこれにあてる。
- 第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第20条 予算は理事研修会で編成し、決算は監事の監査を要する。

付則 この規約は昭和46年5月26日より施行する。

昭和58年5月26日規約一部改正

昭和59年5月31日規約一部改正

平成13年5月25日規約一部改正

令和 3年5月17日規約一部改正

令和 4年5月19日規約一部改正